第三十七条第二項第一号中「基礎年金番号」を「個人番号又は基礎年金番号」に改める。

第三十八条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号（個人番号を有する者に限る。）」を加える。

第三十八条の二及び第三十八条の三中「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第四十二条第一号、第四十三条、第四十九条第一項第一号、第五十六条第一項第一号、第六十一条第二項第一号、第六十二条の四第二項第一号、第六十六条第一項第一号、第八十二条第一項第一号及び第八十三条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第八十四条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第六号中「場合においては、」の下に「個人番号又は」を加え、同項第七号中「年月日、」の下に「個人番号又は」を加え、「年金証書又は」を「年金証書若しくは」に改め、「年金コード又は」を「年金コード若しくは」に改める。

第八十五条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項第一号中「書類」の下に「（保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第八十六条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「証明した書類」の下に「（保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第八十七条第一項第一号、第八十八条第一号、第九十六条第一項第一号、第九十八条の二第一項第一号、第九十九条第一項第一号、第百三条の二第一項第一号、第百五条第一項第一号、第百九条第一項第一号、第百九条の十第一項第一号及び第百九条の十一第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百十三条第一項に次の一号を加える。

六　個人番号

第百十四条第一項に次の一号を加える。

七　個人番号

第百十四条第二項中「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第四項において同じ。）」を削る。

第百三十四条の表第三十二条第一項の項中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百三十五条第三項及び第百三十五条の二第三項中「届書に」の下に「個人番号又は」を加える。

第百四十一条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百六十八条第一項に次の一号を加える。

五　当該特定健康保険組合が特例退職被保険者に係る保険給付の支給に関する事務に個人番号を利用し、申出を行う者が個人番号を有しているときは、その番号

第百六十八条第二項第一号中「写し」の下に「（特定健康保険組合が機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百六十九条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第三条　健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第六十二条の四第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第八十四条第五項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第八十六条第二項第二号中「書類」の下に「（保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第九十八条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百九条の十第三項に次のただし書を加える。

ただし、保険者が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百六十八条第二項第二号中「写し」の下に「（特定健康保険組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書等と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「及び番号」の下に「並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第十二条中「提出しなければならない」の下に「（厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十三条中「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十四条中「喪失したときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十五条中「被保険者であるときは、」の下に「個人番号又は」を加える。

第十七条第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第二十六条第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号（個人番号を有する者に限る。）」を加える。